

運転手に懲役9年6ヶ月

関越道バス事故「漫然と運転継続」

A 3/20 前橋地裁判決

群馬県藤岡市の関越道で2年前、乗客7人が死亡し、38人が重軽傷を負った高速ツアーバス事故で、自動車運転過失致死傷などの罪に問われた運転手河野化山被告(45)に対し、前橋地裁は25日、懲役9年6ヶ月、罰金200万円(求刑懲役10年、罰金200万円)の判決を言い渡した。高山光明裁判長は、事故前に眠気を感じながらも運転を続けた過失を認定。「人命を預かるプロとして許されない、非常識極まりない行動だ」と述べた。裁判で弁護側は、運転中

急病対策新たな課題

事故の教訓は生かされていなかった。国土交通省は昨年8月、旅行会社が客を集めてバス業者に運行委託する高速ツアーバスを廃止。自社バスや運転手の健康管理などが求められる高速路線バスに移行させ、既存286社の7割超が撤退した。1人のバス運転距離は従来の1日670kmから、夜は原則400km、昼は500kmへ短縮した。

新たな課題は運転中の急病だ。今月3日に富山県の北陸道サービスエリアで起きた事故では、死亡した運転手が衝突直前に乗客から

「起きろ」と声を掛けられていた。12年には運転手の健康状態で運行をやめた58件中、13件で事故が発生している。国交省は近く、急病時の自動ブレーキ対策などを打ち出す方針だ。

(工藤隆治)

眠りに落ちた」と反論した。しかし判決は、事故の約20分前から眠気を感じていたとする検察側の主張を認め、「あえて運転を中止せず、漫然と継続した」と判断。SASの影響は裏付けがないと退けた。

さらに、運転を引き受けながら始めるまでの約28時間には仕事上の電話などで連絡があった。裁判によると、被告は2012年4月29日午前4時40分ごろ、金沢市発の大型

バスを道路の防音壁に衝突させて乗客45人を死傷させた。被告は富山県高岡市から一人で運転し、千葉県浦安市の東京ディズニーリゾートに着く予定だった。

群馬県藤岡市の関越道で2年前、乗客7人が死亡し、38人が重軽傷を負った高速ツアーバス事故で、自動車運転過失致死傷などの罪に問われた運転手河野化山被告(45)に対し、前橋地裁は25日、懲役9年6ヶ月、罰金200万円(求刑懲役10年、罰金200万円)の判決を言い渡した。高山光明裁判長は、事故前に眠気を感じながらも運転を続けた過失を認定。「人命を預かるプロとして許されない、非常識極まりない行動だ」と述べた。裁判で弁護側は、運転中

まどまつた睡眠がとれず、事故前には眠気から70~110%の急減速と急加速を繰り返したと認定。ガードレールと防音壁の間の隙間に留置で中等症と診断を受けASのせいで「予兆なく

運転手に懲役9年6ヶ月